

## 公益財団法人広島県スポーツ協会 加盟規程

第1条 公益財団法人広島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第3章第9条第1項の規定により、加盟団体に関する規程を定める。

第2条 加盟団体は、本会定款第3章第5条に掲げる団体とする。

第3条 加盟団体は、毎年3月末までに、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 翌年度の事業計画書
- (2) 翌年度の収支予算書
- (3) 上記の事業計画書及び収支予算書を承認した理事会等の会議議事録

第4条 加盟団体は、毎事業年度終了後4月以内に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 前年度の事業報告書
- (2) 前年度の収支決算書及び当該団体の監事の監査報告書
- (3) 上記の事業報告書及び収支決算書を承認した理事会等の会議議事録
- (4) 役員名簿
- (5) 加盟団体に係る評価シート
- (6) その他本会が必要と判断した資料

第5条 加盟団体は、定款（規程）、登記事項、その他既に本会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

2 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

第6条 本会定款第3章第7条による加盟団体の分担金は次のとおりとする。

(1) 競技団体

ア 加盟競技団体

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| A | 120,000 円 | 陸上、水泳、サッカー、バレーボール、軟式野球、ゴルフ  |
| B | 80,000 円  | 柔道、剣道、ソフトボール、バスケットボール、ソフトテニス  |
| C | 60,000 円  | 弓道、ラグビー、ハンドボール、テニス、卓球、セーリング   |
| D | 40,000 円  | 相撲、ボクシング、レスリング、フェンシング、ホッケー、バドミントン、体操、自転車、馬術、ウエイトリフティング、クレール射撃、ライフル射撃、ローイング、カヌー、スキー、スケート、アイスホッケー、山岳・スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、ボウリング、なぎなた |
| E | 20,000 円  | エスキーテニス、合気道、少林寺拳法、ゲートボール、武術太極拳、トライアスロン、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、パワーリフティング  |

イ 準加盟競技団体

- |  |          |                     |
|--|----------|---------------------|
|  | 10,000 円 | ドッジボール、ダンススポーツ、ペタンク |
|--|----------|---------------------|

(2) 地域団体

- |   |           |     |
|---|-----------|-----|
| A | 700,000 円 | 広島市 |
| B | 300,000 円 | 福山市 |
| C | 200,000 円 | 呉市  |

- D 150,000 円 尾道市、東広島市
- E 100,000 円 三原市、廿日市市
- F 80,000 円 三次市、府中町
- G 60,000 円 竹原市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、海田町
- H 40,000 円 熊野町、北広島町
- I 30,000 円 坂町、安芸太田町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

(3) 学校団体

- A 50,000 円 広島県高等学校体育連盟
- B 30,000 円 広島県中学校体育連盟
- C 10,000 円 広島県小学生体育連盟

第7条 加盟団体は、毎年5月末日までに、前条による分担金を納付しなければならない。

第8条 加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組を自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。
- (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (4) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。

第9条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>において当該団体の性格上必要ないと本会が認めるものを除き、遵守することに努めるとともに、その適合状況について、本会が実施する適合性審査を受け、不適合となつてはならない。

2 加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

第10条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より、次の書類を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること。）
- (2) 加盟希望理由書
- (3) 組織運営等に係る諸規程
- (4) 所属加盟団体及び関連する県内組織等一覧表

- (5) 役員名簿（役名、氏名、所属先等）
- (6) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (7) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (8) 加盟団体に係る評価シート

2 新たに加盟が認められた団体は、準加盟競技団体として位置付けられ、直ちに本会が定める分担金を納入しなければならない。なお、正式な加盟競技団体として認められるためには、準加盟競技団体として1年以上の活動実績を有することを必要とする。

第11条 加盟団体が脱退する場合は、脱退届、脱退理由書を提出しなければならない。

第12条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

2 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

第13条 加盟団体が、第7条、第8条及び第9条に定める義務を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、本会定款第5条に定める組織を有しないこととなったとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときは、注意、勧告、資格停止、資格変更、退会等の処分を行う。

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

第14条 加盟団体が脱退又は退会した場合、既に納付した分担金は、理由の如何を問わず返還しない。

## 附 則

この加盟規程は、平成3年6月1日から施行する。

## 附 則

この加盟規程は、平成4年4月1日から施行する。

## 附 則

この加盟規程は、平成5年4月1日から施行する。

## 附 則

この加盟規程は、平成7年5月31日から施行する

## 附 則

この加盟規程は、平成8年5月31日から施行する。

## 附 則

この加盟規程は、平成9年5月26日から施行する。

## 附 則

この加盟規程は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則

この加盟規程は、平成16年3月26日から施行する。

## 附 則

この加盟規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この加盟規程は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

**附 則**

この加盟規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この加盟規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この加盟規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この加盟規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この加盟規程は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。